

議案第 78 号

指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

- | | |
|----------|---|
| 1 施設の名称 | (1) 桐生市民体育館
(2) 桐生球場
(3) 桐生球場附属球場
(4) 桐生市民プール
(5) 陸上競技場
(6) 元宿庭球コート
(7) 相生庭球コート
(8) 相川庭球コート
(9) 相撲道場
(10) 桐生弓道場
(11) ユーユー広場
(12) 桐生スケートセンター
(13) 桐生境野球場 |
| 2 指定する団体 | 桐生市織姫町 2 番 5 号
公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団 |
| 3 指定の期間 | 平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで |

議 案 説 明

議案第 78 号 指定管理者の指定について(桐生市体育施設)

桐生市体育施設の指定管理者として、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定しようとするものです。